

おくやみハンドブック

敦賀市



## ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

敦賀市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

敦賀市役所 0770-21-1111 (代表)

## 事前準備について

敦賀市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

### STEP 1

#### 持ち物の確認



次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



### STEP 2

#### 委任状について



相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、担当課の問い合わせ先へお問い合わせください。(65 ページに様式あり)

### STEP 3

#### 各種手続きチェックリスト



該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

### STEP 4

#### ご来庁ください



本紙と必要なものをご持参の上、敦賀市役所へお越しください。(おくやみ窓口をご利用される場合は、3 ページの予約方法にて事前にご予約ください。)

## 来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

### ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類** (下記「本人確認書類について」参照)
- 認印** (※相続人代表及び喪主)
- 預貯金通帳、銀行届出印** (※相続人代表及び喪主、年金請求者)

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

※押印が必要な書類や、氏名が自署でない場合に押印が必要なこともありますので、印鑑をお持ちください。

### 亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの (年金証書、年金手帳)**
- 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書**

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書

※亡くなられた方の各種認定証 (限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など)

※加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの (葬祭の見積書、会葬礼状など)

- 介護保険被保険者証**
- 印鑑登録証 (カード)** ※作成している場合
- 住民基本台帳カード** ※作成している場合
- その他、敦賀市から交付されていた各種証書類**

### 本人確認書類について

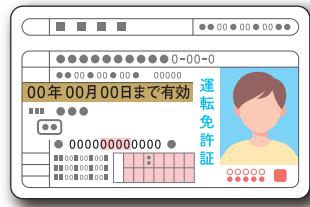
- 1点で本人確認できる書類 (顔写真付きに限る)**

運転免許証、運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降のもの)、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類**

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



## おくやみ窓口のご案内

敦賀市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみ窓口」を実施しています。ご利用には、事前に公式LINEからの予約または電話予約が必要です。

※ご予約を取られる日の翌日から数えて4開庁日（土・日、祝日、年末年始を除いた日数）以降からご利用いただけます。

※敦賀市に住民登録をされていた方が対象です。

### おくやみ窓口でできること

#### ●必要な手続きを案内できます

ワンストップ型の窓口ではありませんが、お手続きに係る窓口の多くをワンフロアに集約しており、職員が関係各課へ案内いたします。

#### ●効率よく手続きを進められます

事前予約することで、亡くなられた方に関する手続きをあらかじめ確認できるため、関係各課の窓口を効率よく訪れるることができます。



#### ●個別ブースで安心して相談できます

※一部、間仕切りがない窓口もあります。

### 予約方法について

以下のいずれかの方法で予約してください。

#### ●公式LINEからの予約

- ①「敦賀市公式LINE」を開く
- ②「予約」をタップ
- ③画面の指示にしたがって申請してください。



#### ●電話予約

電話番号：0770-22-8116

受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで（土・日、祝日、年末年始を除く）

※ご予約の際に、亡くなられた方、来庁される方（ご遺族等）、喪主に関する情報をお尋ねし、関係各課に共有しますので、あらかじめご了承ください。

### 敦賀市おくやみ窓口

担当課：敦賀市役所本庁舎1階 市民課

受付時間：午前8時30分～午後5時15分まで  
(土・日、祝日、年末年始を除く)

## 身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○葬儀・法要の連絡・調整</li> <li>○通夜・葬儀・告別式</li> <li>○初七日</li> <li>○四十九日</li> <li>○納骨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡届など</li> <li>○健康保険・世帯主変更</li> <li>○年金関係の手続きの確認</li> <li>○公共料金などの手続き (55 ページ参照)</li> </ul>	
4ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺言書の調査・遺言書の検認</li> <li>○相続人の調査・確定</li> <li>○相続財産の調査</li> <li>○相続放棄・限定承認</li> </ul>	(59 ページ参照)
10ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得税の準確定申告 (60 ページ参照)</li> </ul>
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一周忌</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺産分割協議 (59 ページ参照)</li> <li>○払戻・解約・名義変更など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続税の申告・納付 (60 ページ参照)</li> <li>○相続税の延納・物納の申請</li> </ul>

敦賀市で必要な手続きについては 9 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

## よくあるご質問 [Q&A]

**Q1** 死亡届を出したかどうかわかりません。どうすればわかりますか。

**A1** 火葬許可証は、死亡届と引き換えに渡されますので、火葬が済んでいたら死亡届は提出済です。

**Q2** 死亡届を市役所に出しましたが、別途住民票を消除する手続きが必要ですか。

**A2** 死亡届のご提出により、住民票は自動的に消除されるため手続きは不要です。  
世帯主が亡くなられた場合の次の世帯主については、9ページをご確認ください。

**Q3** 戸籍の本籍とは何ですか。

**A3** 戸籍が置かれている場所のことです。戸籍を管理している市町村を「本籍地」といいます。  
住民登録地と同一とは限りません。

**Q4** 戸籍の筆頭者とは何ですか。

**A4** 戸籍のはじめに記載される方のことです。この筆頭者の姓（氏）が在籍者全員に及びます。  
住民票の世帯主とは違い、戸籍の筆頭者は亡くなられても変わりません。

**Q5** 戸籍全部事項証明書と戸籍謄本の違いは。

**A5** 「戸籍全部事項証明書」と「戸籍謄本」は同じものです。いずれも、その戸籍に記載されている内容のすべてを証明するものです。コンピューター化された後の戸籍の謄本は「戸籍全部事項証明書」という名称になります。同様に、戸籍に含まれる指定した人のみを記載した「戸籍個人事項証明書」と「戸籍抄本」は同じものです。

**Q6** 死亡者の戸籍や住民票（除票）の写しは誰が請求できますか。

**A6** 戸籍は配偶者、直系血族、利害関係人、官公庁に提出する必要がある人及びその他正当な理由のある人、住民票（除票）の写しは、利用目的がある場合に限り、利害関係人が請求可能です。それ以外の方から請求する場合、各該当者からの委任状が必要です。

**Q7** 死亡者の戸籍や住民票（除票）の写しはどこで請求できますか。

**A7** 戸籍は「本籍地」の市町村窓口、住民票（除票）の写しは最終住所地の市町村窓口で請求いただけます。

---

**Q8** 出生から死亡までの戸籍を集めていますが、遠方の戸籍を取得する方法は。

**A8** 令和6年3月1日より、本籍地以外の市町村窓口において、本人、配偶者、直系血族の方が、運転免許証やマイナンバーカードなどの官公署発行の顔写真付き本人確認書類をご提示のうえ、広域交付により戸籍証明書を請求いただくことができるようになりました。

なお、請求には筆頭者や本籍を正確に記入していただく必要があります。

※システム化されていない戸籍などの広域交付対象外の戸籍の請求、委任状による請求、第三者による請求、郵送による請求は、本籍地の市町村にご請求ください。

---

**Q9** 死亡が記載された戸籍はいつから取得できますか。

**A9** 敦賀市が本籍地で敦賀市に死亡届が提出された場合、提出日から10日程度（土・日、祝日、年末年始を除く）で死亡が記載された戸籍が取得できます。

また、亡くなられた方の本籍地や死亡届の提出先によって取得可能な日にちが異なります。

亡くなられた方の本籍地が敦賀市の場合、死亡が記載された戸籍ができているかは電話（0770-22-8116）にて確認できます。※本籍地が敦賀市以外の場合は本籍地の市町村にお問い合わせください。

---

**Q10** 死亡に伴う手続きにおいて、必要となる戸籍謄本や住民票（除票）の写しの枚数は何枚ですか。

**A10** 必要枚数は、お亡くなりになった方によって異なります。提出先にお問い合わせいただき、必要枚数をご確認ください。提出先によっては、提出書類が複写したものでもよい場合があります。また、原本が返還される場合とされない場合があります。

# 死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	世帯主であった	P.9
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.10
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた、または、国民健康保険に加入している世帯の世帯主であった	P.11
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度に加入していた	
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金または厚生年金を受給していた	P.18
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入または受給していた	
	<input type="checkbox"/>	農業者年金に加入または受給していた	
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.24
	<input type="checkbox"/>	介護保険料を納付していた	
	<input type="checkbox"/>	介護保険サービスを利用していた	P.25
高齢者福祉	<input type="checkbox"/>	緊急通報装置を設置していた	P.28
	<input type="checkbox"/>	家族介護継続介護用品（おむつ）支給券の交付を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	外出支援券の交付を受けていた	P.29
	<input type="checkbox"/>	訪問理美容サービス助成券の交付を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	「敦賀みまもりネットワーク」に登録していた	P.30
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	障害者手帳を持っていた	P.31
	<input type="checkbox"/>	障害者医療費受給資格者証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス等を受給していた	P.32
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当の支給対象児または受給者であった	
	<input type="checkbox"/>	福祉手当、特別障害者手当等を受給していた	P.33
	<input type="checkbox"/>	有料道路における障害者割引制度を利用していた	
	<input type="checkbox"/>	NHK利用料減免制度を利用していた	P.34

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	重度障がい者タクシー乗車券を持っていた	P.34
	<input type="checkbox"/>	心身障がい者扶養共済制度に加入または受給していた	P.35
	<input type="checkbox"/>	緊急通報装置を設置していた	
	<input type="checkbox"/>	訪問理美容サービス助成券の交付を受けていた	P.36
こども	<input type="checkbox"/>	児童手当等の支給対象児または受給者であった	P.37
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当等の支給対象児または受給者であった	P.39
	<input type="checkbox"/>	保育所等に入所している児童の世帯員であった	P.43
	<input type="checkbox"/>	児童クラブに入会している児童の保護者または同居家族であった	
	<input type="checkbox"/>	敦賀市奨学育英資金貸付制度を利用していた	P.44
税金	<input type="checkbox"/>	市民税・固定資産税が課税されていた	P.45
	<input type="checkbox"/>	125cc以下の原付バイク・ミニカ一等を持っていた	P.47
	<input type="checkbox"/>	相続放棄をしたとき	P.48
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.49
生活衛生	<input type="checkbox"/>	交通災害共済に加入していた	P.50
	<input type="checkbox"/>	交通事故にあわれた	
	<input type="checkbox"/>	防災情報受信機（防災ラジオ）を利用していた	P.51
	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	
	<input type="checkbox"/>	家庭で温泉給湯を利用していた	P.52
農地等	<input type="checkbox"/>	農地・森林を保有していた	P.53
	<input type="checkbox"/>	市民農園を利用していた	
住宅	<input type="checkbox"/>	市営住宅に住んでいた	P.54
	<input type="checkbox"/>	空き家となった	

## 1. 住民登録に関する手続き

### 世帯主であった

#### 手続き 世帯主変更届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主だった場合、最も近い続柄のご家族に自動的に世帯主変更されます。その方以外のご家族に世帯主登録を希望される場合のみ、窓口へお届けください。	なし
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類</li> <li><input type="checkbox"/> 法定代理人の場合は法定代理人であることがわかる書類</li> <li><input type="checkbox"/> 任意代理人の場合は世帯主または同一世帯員からの委任状</li> </ul>	<b>市民課</b> 1階4番窓口  0770-22-8116

### 印鑑登録をしていた

#### 手続き 印鑑登録証の返還（任意）・廃棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。  同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、ハサミで裁断し廃棄してください。返還をご希望する方は、窓口までお持ちください。	なし
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 印鑑登録証</li> </ul>	<b>市民課</b> 1階4番窓口  0770-22-8116

## マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

### 手続き マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードの返還（任意）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方のマイナンバーカードや住民基本台帳カードの機能は、無効となります。	なし
亡くなられた方のマイナンバーカードや通知カードを返還してしまうと、その方のマイナンバーを知ることができなくなる可能性があります。相続等の手続きで亡くなられた方のマイナンバーの提出を求められる場合がありますので、各手続きが済むまではカードを保管してください。各手続き終了後、返還を希望する方は窓口までお持ちください。	手続き可能な人 世帯主、同一世帯員、親族等
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> マイナンバーカードまたは通知カード</li> <li><input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード</li> </ul> <b>遺族のもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 本人確認書類</li> </ul>	<b>市民課</b> 1階1番窓口  0770-47-6062

### MEMO

## 2. 保険に関する手続き

### 国民健康保険に加入していた、または、国民健康保険に加入している世帯の世帯主であった

#### 手続き① 国民健康保険資格確認書の返還

手続き詳細	期 限
国民健康保険資格確認書をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の資格確認書を返還してください。	速やかに 手続き可能な人 世帯主、同一世帯員、法定代理人、任意代理人
必要なもの  故人のもの  <input type="checkbox"/> 資格確認書 ※ お持ちの方は限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証も併せて返還してください。	問い合わせ先 国保年金課 1階6番窓口 ☎ 0770-22-8119

#### 手続き② 国民健康保険資格確認書等の差替

手続き詳細	期 限
世帯主の方が亡くなられた場合、世帯員の国民健康保険資格確認書等の差し替えが必要となります。	速やかに 手続き可能な人 世帯主、同一世帯員、法定代理人、任意代理人
必要なもの  遺族のもの  <input type="checkbox"/> 差し替えする資格確認書（国民健康保険加入者のみ） ※ お持ちの方は限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証も併せて差し替えいたします。 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（免許証・マイナンバーカード等） <input type="checkbox"/> 法定代理人または任意代理人であることがわかる書類	問い合わせ先 国保年金課 1階6番窓口 ☎ 0770-22-8119

### 手続き③ 葬祭費申請

手続き詳細	期 限
国民健康保険に加入している方が亡くなられた場合、喪主の方に葬祭費（5万円）を支給いたします。	葬祭執行日の翌日から2年間
	手続き可能な人
	喪主の方
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 資格確認書	国保年金課 1階6番窓口 ☎ 0770-22-8119
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 喪主であることが確認できるもの（会葬礼状、葬儀の見積書、清算書等） <input type="checkbox"/> 喪主の口座情報がわかるもの（通帳等） <input type="checkbox"/> 喪主及び窓口に来られる方の本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）	

### 手続き④ 高額療養費申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた国民健康保険の被保険者に高額療養費が発生していた場合、相続人の方に支給いたします。	診療月の翌月から2年間
	手続き可能な人
	法定相続人代表者（世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合は世帯主）
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 高額療養費支給申請書（高額療養費が発生した場合、敦賀市から勧奨通知が届きます。）	国保年金課 1階6番窓口 ☎ 0770-22-8119
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 相続人の口座情報がわかるもの（通帳等） <input type="checkbox"/> 相続人の本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等） ※ 戸（除）籍謄本など相続関係のわかる書類が必要な場合があります。	

## 2. 保険に関する手続き

### 手続き⑤ 高額介護合算療養費申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた国民健康保険の被保険者に高額介護合算療養費が発生していた場合、相続人の方に支給いたします。	基準日（毎年7月31日）の翌日から2年間
	手続き可能な人
	法定相続人代表者（世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合は世帯主）
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 高額介護合算療養費支給申請書（高額介護合算療養費が発生した場合、敦賀市から勧奨通知が届きます。）</p> <p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 相続人の口座情報がわかるもの（通帳等）</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人の本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）</p> <p>※ 戸（除）籍謄本など相続関係のわかる書類が必要な場合があります。</p>	<p>国保年金課 1階6番窓口 ☎ 0770-22-8119</p>

### 手続き⑥ 国民健康保険税過誤納金の還付

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が国民健康保険の被保険者の場合、後日国民健康保険税更正（決定）通知書で税額の変更をお知らせします。	還付（充当）通知書から5年以内
二重払いや税額更正により過誤納金が発生した場合、市役所から過誤納金還付（充当）通知書と還付金口座振込振替依頼書を送付いたします。還付金口座振込振替依頼書を返送していただいてから、約1ヶ月で指定口座に振込いたします。	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
	<p>債権管理課 2階5・6番窓口 ☎ 0770-22-8187</p> <p>国保年金課 1階6番窓口 ☎ 0770-22-8120</p>

## 手続き⑦ 国民健康保険税に未納がある場合

手続き詳細	期 限
亡くなられた納税義務者に税の未納がある場合、相続人が納付する必要があります。納付方法等については相談してください。 ※納付が遅くなると、延滞金が発生しますので、未納を確認したら、早期にご相談ください。 ※市県民税、固定資産税、軽自動車税、後期高齢者医療保険料についても合わせて相談できます。	相続人 相続人から委任を受けた代理人（委任状が必要です）
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 相続人であることが確認できるもの（すでに市役所に代表相続人として申請している方は不要です。）</li> <li><input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類</li> </ul>	<b>債権管理課</b> 2階5・6番窓口  0770-22-8187

### MEMO

## 2. 保険に関する手続き

### 後期高齢者医療制度に加入していた

#### 手続き① 後期高齢者医療資格確認書の返還

手続き詳細	期 限
後期高齢者医療資格確認書をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の資格確認書を返還してください。	速やかに
	手続き可能な人
	世帯主、同一世帯員、法定代理人、任意代理人
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 資格確認書</li> <li><input type="checkbox"/> お持ちの方は特定疾病療養受療証も併せて返還してください。</li> </ul>	国保年金課 1階7番窓口  0770-22-8119

#### 手続き② 葬祭費申請

手続き詳細	期 限
後期高齢者医療制度に加入している方が亡くなられた場合、喪主の方に葬祭費（5万円）を支給いたします。	葬儀執行日の翌日から2年間
	手続き可能な人
	喪主の方
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 資格確認書</li> </ul> <b>遺族のもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 喪主であることが確認できるもの（会葬礼状、葬儀の見積書、清算書等）</li> <li><input type="checkbox"/> 喪主の口座情報がわかるもの（通帳等）</li> <li><input type="checkbox"/> 喪主及び窓口に来られる方の本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）</li> </ul>	国保年金課 1階7番窓口  0770-22-8119

### 手続き③ 高額療養費申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた後期高齢者医療制度の被保険者に高額療養費が発生していた場合、相続人の方に支給いたします。	高額療養費の申請を勧奨した月から2年間
必要なもの	手続き可能な人
<p><b>故人のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 高額療養費支給申請書（高額療養費が発生した場合、福井県後期高齢者医療広域連合から勧奨通知が届きます。）</p> <p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 相続人の口座情報がわかるもの（通帳等）</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人の本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）</p> <p>※ 戸（除）籍謄本など相続関係のわかる書類が必要な場合があります。</p>	法定相続人代表者
	問い合わせ先
	国保年金課 1階7番窓口 ☎ 0770-22-8119

### 手続き④ 高額介護合算療養費申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた後期高齢者医療制度の被保険者に高額介護合算療養費が発生していた場合、相続人の方に支給いたします。	高額介護合算療養費の申請を勧奨した月から2年間
必要なもの	手続き可能な人
<p><b>故人のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 高額介護合算療養費支給申請書（高額介護合算療養費が発生した場合、福井県後期高齢者医療広域連合から勧奨通知が届きます。）</p> <p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 相続人の口座情報がわかるもの（通帳等）</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人の本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）</p> <p>※ 戸（除）籍謄本など相続関係のわかる書類が必要な場合があります。</p>	法定相続人代表者
	問い合わせ先
	国保年金課 1階7番窓口 ☎ 0770-22-8119

## 2. 保険に関する手続き

### 手続き⑤ 後期高齢者医療保険料過誤納金の還付

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が後期高齢者医療保険の被保険者の場合、後日後期高齢者医療保険料額変更通知書で保険料額の変更をお知らせします。 二重払いや保険料額更正により過誤納金が発生した場合、市役所から過誤納金還付（充当）通知書と後期高齢者還付口座振込依頼書を送付いたします。後期高齢者還付口座振込依頼書を返送していただいてから、約1ヶ月で指定口座に振込いたします。	還付（充当）通知書から2年以内
必要なもの	手続き可能な人
	相続人

手続き詳細	期 限
亡くなられた納付義務者に未納がある場合、相続人が納付する必要があります。納付方法等については相談してください。 ※納付が遅くなると、延滞金が発生しますので、未納を確認したら、早期にご相談ください。 ※市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税についても合わせて相談できます。	
必要なもの	手続き可能な人
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 相続人であることが確認できるもの（すでに市役所に代表相続人として申請している方は不要です。） <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類	相続人 相続人から委任を受けた代理人（委任状が必要です）

### 手続き⑥ 後期高齢者医療保険料に未納がある場合

手続き詳細	期 限
亡くなられた納付義務者に未納がある場合、相続人が納付する必要があります。納付方法等については相談してください。 ※納付が遅くなると、延滞金が発生しますので、未納を確認したら、早期にご相談ください。 ※市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税についても合わせて相談できます。	
必要なもの	手続き可能な人
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 相続人であることが確認できるもの（すでに市役所に代表相続人として申請している方は不要です。） <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類	相続人 相続人から委任を受けた代理人（委任状が必要です）

### 3. 年金に関する手続き

#### 国民年金または厚生年金を受給していた

##### 手続き① 受給権者死亡届（報告書）

手続き詳細	期 限
<p>年金を受け取っていた方が亡くなると、年金を受け取る権利がなくなるため、「受給権者死亡届（報告書）」の提出が必要となります。なお、日本年金機構にマイナンバーが登録されている方は、原則として省略できます。</p> <p>亡くなられた方の年金の加入状況や納付状況、受け取っていた年金の種類、ご遺族の状況等により該当する手続き及び窓口が異なりますので、基礎年金番号がわかる書類（年金証書、年金手帳など）をご準備のうえ事前にご確認をお願いします。</p>	
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 年金証書</p> <p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の本人確認ができるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 委任状（請求者以外の方が代理で手続きする場合）</p>	<p>国保年金課 1階5番窓口 ☎ 0770-22-8218</p> <p>敦賀年金事務所 ☎ 0770-23-9905</p> <p>年金事務所予約専用ダイヤル ☎ 0570-05-4890</p> <p>※基礎年金番号がわかる書類（年金証書や年金手帳等）をお手元に準備してください。</p>

MEMO

### 3. 年金に関する手続き

#### 手続き② 未支給年金請求

手続き詳細	期 限
<p>年金を受けていた方が亡くなられた場合は、亡くなられた月分までの年金を「未支給年金」として請求できます。未支給年金の手続きは、死亡の届出（手続き①）も兼ねています。</p> <p>※年金生活者支援給付金を受給されている場合は、年金生活者支援給付金未払金の請求も併せて手続きします。</p> <p>亡くなられた方の年金の加入状況や納付状況、受け取っていた年金の種類、ご遺族の状況等により該当する手続き及び窓口が異なりますので、基礎年金番号がわかる書類（年金証書、年金手帳など）をご準備のうえ事前にご確認をお願いします。</p>	5年以内
必要なもの	手続き可能な人
<p><b>故人のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 年金証書</p> <p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の本人確認ができるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者名義の預貯金通帳</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者の続柄がわかるもの（戸籍全部事項証明書または、法定相続情報一覧表の写し）</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーがわかるものまたは、請求者の世帯全員の住民票の写し（本籍及び続柄記載のあるもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 生計同一関係に関する申立書</p> <p><input type="checkbox"/> 委任状（請求者以外の方が代理で手続きする場合）</p> <p>※ 請求する方によって必要なものが異なるため、事前にお問合せください。</p>	<p>亡くなられた方と生計を同じくしていた方で、次の順です。</p> <p>①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟 姉妹 ⑦それ以外の3親等内の親族</p>

MEMO

### 手続き③ 遺族基礎（厚生）年金請求

手続き詳細	期 限
<p>一家の働き手の方や年金を受け取っている方などが亡くなられた場合、ご家族に給付される年金です。</p> <p>亡くなられた方の年金の加入状況などによって、「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」のいずれか、または両方の年金が支給されます。</p> <p><b>【請求要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方の年金の加入状況及び納付状況</li> <li>・遺族の方の年齢・優先順位 等</li> </ul> <p>亡くなられた方の年金の加入状況や納付状況、受け取っていた年金の種類、ご遺族の状況等により該当する手続き及び窓口が異なりますので、基礎年金番号がわかる書類（年金証書、年金手帳など）をご準備のうえ事前にご確認をお願いします。</p>	<p><b>5年以内</b></p> <p><b>手続き可能な人</b></p> <p>詳しくはお問合せください。</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書</p> <p><input type="checkbox"/> 年金証書</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡の記載事項証明書または死亡診断書のコピー</p> <p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の年金番号がわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の年金証書</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の本人確認ができるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者名義の預貯金通帳</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者の続柄がわかるもの（戸籍全部事項証明書または、法定相続情報一覧表の写し）</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーがわかるものまたは、請求者の世帯全員の住民票の写し（本籍及び続柄記載のあるもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 生計同一関係に関する申立書</p> <p><input type="checkbox"/> お子さん全員の通帳及びマイナンバーがわかる書類（高校生の場合は学生証のコピーまたは在学証明書）</p> <p><input type="checkbox"/> 委任状（請求者以外の方が代理で手続きする場合）</p> <p>※ 亡くなられた方や請求する方によって必要なものが異なるため、事前にお問合せください。</p>	<p>国保年金課 1階5番窓口 ☎ 0770-22-8218</p> <p>敦賀年金事務所 ☎ 0770-23-9905</p> <p>年金事務所予約専用ダイヤル ☎ 0570-05-4890</p> <p>※基礎年金番号がわかる書類（年金証書や年金手帳等）をお手元に準備してください。</p>

### 3. 年金に関する手続き

#### 手続き④ 寡婦年金請求

手続き詳細	期 限
<p>国民年金に加入していた夫が年金を受け取らずに亡くなられた場合の妻の生活保障を目的に支給される年金です。</p> <p>夫に生計を維持されていた妻（婚姻期間が10年以上）が60歳から65歳になるまでの間、受けられます。</p> <p>【請求要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方の年金の加入状況及び納付状況</li> <li>・妻の年齢、収入等</li> </ul> <p>亡くなられた方の年金の加入状況や納付状況、受け取っていた年金の種類、ご遺族の状況等により該当する手続き及び窓口が異なりますので、基礎年金番号がわかる書類（年金証書、年金手帳など）をご準備のうえ事前にご確認をお願いします。</p>	5年以内
<p>手続き可能な人</p> <p>詳しくはお問合せください。</p>	
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書</p> <p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の年金番号がわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の本人確認ができるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者名義の預貯金通帳</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者の続柄がわかるもの（戸籍全部事項証明書）</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーがわかるものまたは、請求者の世帯全員の住民票の写し（本籍及び続柄記載のあるもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 生計同一関係に関する申立書</p> <p><input type="checkbox"/> 委任状（請求者以外の方が代理で手続きする場合）</p> <p>※ 請求する方によって必要なものが異なるため、事前にお問合せください。</p>	<p>国保年金課 1階5番窓口 ☎ 0770-22-8218</p> <p>敦賀年金事務所 ☎ 0770-23-9905</p> <p>年金事務所予約専用ダイヤル ☎ 0570-05-4890</p> <p>※基礎年金番号がわかる書類（年金証書や年金手帳等）をお手元に準備してください。</p>

MEMO

## 手続き⑤ 死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
<p>国民年金だけで、36月以上保険料を納付した方が、年金を受け取らざるに亡くなられた場合、遺族の方に支給されます。</p> <p>亡くなられた方の年金の加入状況や納付状況、受け取っていた年金の種類、ご遺族の状況等により該当する手続き及び窓口が異なりますので、基礎年金番号がわかる書類（年金証書、年金手帳など）をご準備のうえ事前にご確認をお願いします。</p>	<p><b>2年以内</b></p>
<p><b>必要なもの</b></p> <p><b>故人のもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書</li> <li><input type="checkbox"/> 年金証書</li> </ul> <p><b>遺族のもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 請求者の年金番号がわかるもの</li> <li><input type="checkbox"/> 請求者の本人確認ができるもの</li> <li><input type="checkbox"/> 請求者名義の預貯金通帳</li> <li><input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者の続柄がわかるもの（戸籍全部事項証明書または、法定相続情報一覧表の写し）</li> <li><input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーがわかるものまたは、請求者の世帯全員の住民票の写し（本籍及び続柄記載のあるもの）</li> <li><input type="checkbox"/> 生計同一関係に関する申立書</li> <li><input type="checkbox"/> 委任状（請求者以外の方が代理で手続きする場合）</li> </ul> <p>※ 亡くなられた方や請求する方によって必要なものが異なるため、事前にお問合せください。</p>	<p><b>手続き可能な人</b></p> <p>亡くなられた方と生計を同じくしていた方で、次の順です。</p> <p>①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟 姉妹</p> <p><b>問い合わせ先</b></p> <p><b>国保年金課</b> 1階5番窓口 ☎ 0770-22-8218</p> <p><b>敦賀年金事務所</b> ☎ 0770-23-9905</p> <p><b>年金事務所予約専用ダイヤル</b> ☎ 0570-05-4890</p> <p>※基礎年金番号がわかる書類（年金証書や年金手帳等）をお手元に準備してください。</p>

MEMO

### 3. 年金に関する手続き

#### 共済年金に加入または受給していた

##### 手続き 共済年金受給権者死亡届等

手続き詳細	期 限
<p>被保険者（組合員）、または被保険者（組合員）であった方が亡くなられたとき、年金を請求することができる場合があります。</p> <p>各共済組合により、手続きの方法が異なりますので、詳しくは各共済組合までお問合せください。</p>	手続き可能な人
必要なもの	<p>問い合わせ先</p> <p>各共済組合</p>

#### 農業者年金に加入または受給していた

##### 手続き 農業者年金死亡関係届出書

手続き詳細	期 限
<p>農業者年金の加入者または受給者が亡くなられたときは、遺族は「農業者年金死亡関係届出書」の提出とともに、農業者年金証書、及び受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにできる市町村長の証明書を添付して、10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ提出してください。</p> <p>また、年金を受けている方が亡くなられた場合に、その亡くなられた方に支払われるはずであった年金が残っているときは、遺族にその分の年金「未支給年金」が支払われます。</p> <p>さらに、a：もし、年金の支給を受けずに亡くなられた場合にもらえたであろう死亡一時金の額と、b：既に支給を受けた亡くなれた日の属する月分までの年金の額（支給を受けるべき年金でまだ支給を受けていない額を含む）とを比較して、aの額がbの額より多い場合は、その差額が死亡一時金として遺族に支払われます。</p>	手続き可能な人
必要なもの	<p>問い合わせ先</p> <p>農林水産振興課 3階窓口 ☎ 0770-22-8196</p>

## 4. 介護保険に関する手続き

### 65歳以上または介護認定を受けていた

#### 手続き 介護保険被保険者証等の返還

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証（介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証）をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の被保険者証等を返還してください。	速やかに
	手続き可能な人
	亡くなられた被保険者ご家族等
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> <b>返還する被保険者証</b> （介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証等）	<b>長寿健康課</b> 1階10番窓口 ☎ 0770-22-8180

### 介護保険料を納付していた

#### 手続き① 介護保険料

手続き詳細	期 限
介護保険料は月割となりますので、死亡届を受理した翌月以降に変更通知書を送付します。	還付通知日から2年以内
還付となる場合は、還付手続きに関する通知を送付します。（3ヶ月程度期間を要します）	手続き可能な人
	法定相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> <b>振込先の金融機関の預貯金通帳</b>	<b>長寿健康課</b> 1階10番窓口 ☎ 0770-22-8180

## 4. 介護保険に関する手続き

### 手続き② 介護保険料に未納がある場合

手続き詳細	期 限
亡くなられた納付義務者に保険料の滞納がある場合、相続人が債務継承者となります。納付方法等について相談ができます。	なし
	手続き可能な人 法定相続人
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 亡くなられた被保険者の法定相続人の本人確認書類	長寿健康課 1階10番窓口 ☎ 0770-22-8180

### 介護保険サービスを利用していた

### 手続き① 高額介護（予防）サービス費（相当）の支給申請

手続き詳細	期 限
未支給分がある場合は、口座の変更が必要となります。相続人口座の登録を原則としています。	原則介護保険サービス利用月の翌月の1日から2年間。ただし相当事業費については、原則介護予防・日常生活支援総合事業サービス利用月の翌月の1日から5年間
	手続き可能な人 被保険者の相続人
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 相続人の口座情報がわかるもの	長寿健康課 1階10番窓口 ☎ 0770-22-8180

## 手続き② 高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請

手続き詳細	期 限
未支給分がある場合は、口座の変更が必要となります。相続人口座の登録を原則としています。支給申請後、計算に4ヶ月程期間を要します。	高額医療合算介護（予防）サービス費の申請を一斉勧奨した月から2年間
	手続き可能な人
	被保険者の相続人
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 相続人の口座情報がわかるもの</li> </ul>	<b>長寿健康課</b> 1階10番窓口 <b>☎ 0770-22-8180</b>

## 手続き③ 介護認定申請の取下げ

手続き詳細	期 限
介護認定申請中の方が亡くなられて、認定結果が不要となった場合（例：入院中で介護サービスを利用していなかったときなど）に、認定申請の取下げ申請を行ってください。	当該申請に係る介護認定審査会の前日まで
取下げ申請がない場合（暫定サービスを利用したなど）はそのまま認定を行います。なお、更新申請中で有効期間内で亡くなられた場合も、取下げ申請が必要です。	手続き可能な人  亡くなられた被保険者ご家族、または担当ケアマネジャー
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ご家族、または担当ケアマネジャーの本人確認書類</li> </ul>	<b>長寿健康課</b> 1階10番窓口 <b>☎ 0770-22-8180</b>

MEMO

## 4. 介護保険に関する手続き

### 手続き④ 福祉用具購入費・住宅改修費の支給申請

手続き詳細	期 限
未支給分がある場合は、口座の変更が必要となります。相続人口座の登録を原則としています。	領収日の翌日から2年間
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 相続人の口座情報がわかるもの	長寿健康課 1階10番窓口 ☎ 0770-22-8180

#### MEMO

## 5. 高齢者福祉に関する手続き

### 緊急通報装置を設置していた

#### 手続き 緊急通報装置の撤去

手続き詳細	期 限
利用者が亡くなられた場合は、自宅に設置した機器の撤去を行います。機器の撤去に立ち会う方をお伝えください。後日立会の方に業者から連絡します。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
	長寿健康課 1階11番窓口 ☎ 0770-22-8124

### 家族介護継続介護用品（おむつ）支給券の交付を受けていた

#### 手続き 家族介護継続介護用品支給券の返還

手続き詳細	期 限
敦賀市家族介護継続介護用品支給券を受給している方が亡くなられた場合は、支給券を返還してください。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 敦賀市家族介護継続介護用品支給券	長寿健康課 1階11番窓口 ☎ 0770-22-8180

## 5. 高齢者福祉に関する手続き

### 外出支援券の交付を受けていた

#### 手続き 外出支援券の返還

手続き詳細	期 限
80歳以上の在宅の方で、外出支援券の交付を受けている方は、支援券を返還してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 未使用の外出支援券	<b>長寿健康課</b> 1階11番窓口 <b>☎ 0770-22-8124</b>

### 訪問理美容サービス助成券の交付を受けていた

#### 手続き 訪問理美容サービス助成券の返還

手続き詳細	期 限
助成券の受給者が亡くなられた場合、助成券受給資格喪失の届出と助成券の返還が必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご家族等
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 未使用の訪問理美容サービス助成券	<b>長寿健康課</b> 1階11番窓口 <b>☎ 0770-22-8124</b>

## 「敦賀みまもりネットワーク」に登録していた

### 手続き 「敦賀みまもりネットワーク」 終了届

手続き詳細	期 限
敦賀みまもりネットワーク（行方不明時のメール配信）に登録している方が亡くなられた場合は、終了届出書を提出してください。	速やかに
手続き可能な人	
	ご家族等
必要なもの	問い合わせ先
	<b>長寿健康課</b> <b>1階11番窓口</b> <b>☎ 0770-22-8181</b>

### MEMO

## 6. 障がい福祉に関する手続き

### 障害者手帳を持っていた

#### 手続き 障害者手帳の返還

手続き詳細	期 限
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の手帳を返還してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> <b>返還する手帳</b>	<b>障がい福祉課</b> <b>1階13番窓口</b> <b>☎ 0770-22-8176</b>
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> <b>来庁者の本人確認書類</b>	

### 障害者医療費受給資格者証を持っていた

#### 手続き 障害者医療費助成に関する届出

手続き詳細	期 限
障害者医療費受給資格者証をお持ちの方が亡くなられた場合、届出が必要となります。未払い分がある場合は請求ができます。	速やかに
	手続き可能な人
	ご家族等
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> <b>障害者医療費受給資格者証</b>	<b>障がい福祉課</b> <b>1階13番窓口</b> <b>☎ 0770-22-8176</b>
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> <b>請求者の振込口座がわかるもの</b>	

## 障害福祉サービス等を受給していた

### 手続き 障害福祉サービス受給者証等の返還

手続き詳細	期 限
障害福祉サービス、障害児通所サービス、地域生活支援事業を利用していた方が亡くなられた場合は、亡くなられた方の受給者証を返還してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 受給者証（ブルー、オレンジ色）	障がい福祉課 1階13番窓口 ☎ 0770-22-8176

## 特別児童扶養手当の支給対象児または受給者であった

### 手続き 特別児童扶養手当に関する届出

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当の受給者または対象児童が亡くなられた場合、届出が必要となります。	速やかに
受給者の死亡の場合の未払い分手当は対象児童に支払われます。また、新たに児童を監護される方の新規認定請求が必要です。	手続き可能な人 手続き内容により異なる
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 手続き内容により異なる	障がい福祉課 1階13番窓口 ☎ 0770-22-8176
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 手続き内容により異なる	

## 6. 障がい福祉に関する手続き

### 福祉手当、特別障害者手当等を受給していた

#### 手続き 福祉手当、特別障害者手当等に関する届出

手続き詳細	期 限
重症心身障害児（者）等福祉手当、特別障害者手当または障害児福祉手当の受給者や対象者が亡くなられた場合、届出が必要となります。死亡月までの未払い分手当がある場合は請求できます。	速やかに
	手続き可能な人
	手続き内容により異なる
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 手続き内容により異なる</p> <p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 手続き内容により異なる</p> <p>（未支払手当請求書を提出する場合）請求者の振込口座がわかるもの</p>	<b>障がい福祉課</b> <b>1階13番窓口</b> <b>☎ 0770-22-8176</b>

### 有料道路における障害者割引制度を利用していた

#### 手続き 有料道路における障害者割引制度に関する届出

手続き詳細	期 限
有料道路における障害者割引制度の利用者が亡くなられた場合、届出が必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
	<b>障がい福祉課</b> <b>1階13番窓口</b> <b>☎ 0770-22-8176</b>

## NHK利用料減免制度を利用していた

### 手続き NHK利用料減免制度に関する届出

手続き詳細	期 限
NHK利用料減免制度の利用者が亡くなられた場合、届出が必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人、遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 印鑑、受信契約者様の印鑑	障がい福祉課 1階13番窓口 ☎ 0770-22-8176

## 重度障がい者タクシー乗車券を持っていた

### 手続き 重度障がい者タクシー乗車券の返還

手続き詳細	期 限
重度障がい者タクシー乗車券の交付を受けた方が亡くなられた場合、亡くなれた方のタクシー乗車券を返還してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 返還するタクシー乗車券	障がい福祉課 1階13番窓口 ☎ 0770-22-8176

## 6. 障がい福祉に関する手続き

### 心身障がい者扶養共済制度に加入または受給していた

#### 手続き 心身障がい者扶養共済制度に関する届出

手続き詳細	期 限
心身障がい者扶養共済制度の加入者、受給者、年金管理者が亡くなられた場合や、障がいのある方が加入者より先に亡くなられた場合は届出が必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	手続き内容により異なる
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 手続き内容により異なる	<b>障がい福祉課</b> 1階13番窓口 ☎ 0700-22-8176
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 手続き内容により異なる	

### 緊急通報装置を設置していた

#### 手続き 緊急通報装置の撤去

手続き詳細	期 限
利用者が亡くなられた場合は、自宅に設置した機器の撤去を行います。	速やかに
	手続き可能な人
	ご家族等（機器の撤去に立ち会う方）
必要なもの	問い合わせ先
	<b>障がい福祉課</b> 1階13番窓口 ☎ 0770-22-8176

## 訪問理美容サービス助成券の交付を受けていた

### 手続き 訪問理美容サービス助成券の返還

手続き詳細	期 限
助成券の受給者が亡くなられた場合、助成券受給資格喪失の届出と助成券の返還が必要となります。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 未使用の訪問理美容サービス助成券	障がい福祉課 1階13番窓口 0770-22-8176

### MEMO

## 7. こどもに関する手続き

### 児童手当等の支給対象児または受給者であった

#### 手続き① 児童手当 未支払金の請求書の提出

手続き詳細	期 限
児童手当を受給されていた保護者の方が亡くなられた場合、亡くなられた月までの手当は、支給対象児に支払われます。 ※受給者に支払済の場合は、支給対象児への支払いはありません。	速やかに（亡くなられた日の翌日から2年以内）
必要なもの	手続き可能な人
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 請求者名義の預貯金通帳またはキャッシュカード	支給対象児童（高校3年生相当まで）の中で一番年上の児童
問い合わせ先	問い合わせ先
	子育て政策課 1階9番窓口 ☎ 0770-22-8125

#### MEMO

## 手続き② 児童手当 児童を養育する方の新規認定請求

手続き詳細	期 限
<p>新たに支給対象児童を養育される方について、新規認定請求が必要となります。</p> <p>※住民登録のある市町村で申請してください。</p> <p>※公務員の方は、原則勤務先での申請となります。</p> <p>※原則、請求した月の翌月分から支給開始となります。やむを得ず月末までに請求できない場合は、亡くなられた日の翌日から15日以内に申請すれば、亡くなられた月の翌月分から支給開始となります。</p>	受給者が亡くなった月の月末まで
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の健康保険の資格情報がわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーがわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 運転免許証など本人確認ができるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者名義の預貯金通帳またはキャッシュカード</p> <p>※ 世帯の状況などによりその他の持ち物が必要な場合があります。</p>	<p>子育て政策課 1階9番窓口 ☎ 0770-22-8125</p>

## 手続き③ 児童手当（児童が亡くなられた場合）

手続き詳細	期 限
高校3年生相当までの養育する児童が亡くなられた場合、受給者の資格消滅、または手当額の減額改定の手続きが必要な場合があります。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
	<p>子育て政策課 1階9番窓口 ☎ 0770-22-8125</p>

## 7. こどもに関する手続き

### 手続き④ 子ども医療費助成制度

手続き詳細	期 限
<p>子ども医療費受給資格者証に記載されている保護者または子ども医療費受給資格者証を交付されていた児童が亡くなられた場合は手続きが必要となります。</p> <p>受給資格者証は子育て政策課に返却してください。</p>	手続き可能な人
<p><b>故人のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 手続き内容により異なる</p> <p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 手続き内容により異なる</p>	<p>敦賀市内にお住まいで、健康保険に加入している高校3年生相当まで（18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方</p> <p>問い合わせ先</p> <p>子育て政策課 1階9番窓口 ☎ 0770-22-8125</p>

### 児童扶養手当等の支給対象児または受給者であった

### 手続き① 児童扶養手当（ひとり親になられた場合）

手続き詳細	期 限
<p>父または母が死亡し、今後、児童（18歳に到達後の最初の年度末までにある児童。中度以上の障がいがある場合は20歳未満まで）を養育する方が、認定請求できる場合があります。</p> <p>個別の状況に応じて、子育て政策課にてご案内します。</p>	手続き可能な人
<p>必要なもの</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>子育て政策課 1階9番窓口 ☎ 0770-22-8125</p>

## 手続き② ひとり親家庭等医療費助成（ひとり親になられた場合）

手続き詳細	期 限
父または母が死亡し、今後、児童（20歳到達月の末日まで）を養育する方が申請できる場合があります。 個別の状況に応じて、子育て政策課にてご案内します。	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
	子育て政策課 1階9番窓口 ☎ 0770-22-8125

## 手続き③ 遺児年金（ひとり親になられた場合）

手続き詳細	期 限
父または母が死亡し、今後、児童（義務教育終了前まで）を養育する方が申請できる場合があります。 個別の状況に応じて、子育て政策課にてご案内します。	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
	子育て政策課 1階9番窓口 ☎ 0770-22-8125

## 手続き④ 児童扶養手当（受給資格者が亡くなられた場合）

手続き詳細	期 限
受給資格が消滅しますので、届け出をご提出ください。	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
	子育て政策課 1階9番窓口 ☎ 0770-22-8125

## 7. こどもに関する手続き

### 手続き⑤ ひとり親家庭等医療費助成（受給資格者が亡くなられた場合）

手続き詳細	期 限
受給資格が消滅しますので、届け出をご提出ください。	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
	子育て政策課 1階9番窓口 ☎ 0770-22-8125

### 手続き⑥ 遺児年金（受給資格者が亡くなられた場合）

手続き詳細	期 限
受給資格が消滅しますので、届け出をご提出ください。	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
	子育て政策課 1階9番窓口 ☎ 0770-22-8125

### 手続き⑦ 児童扶養手当（対象児童が亡くなられた場合）

手続き詳細	期 限
受給資格が消滅または額が改定しますので、届け出をご提出ください。	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
	子育て政策課 1階9番窓口 ☎ 0770-22-8125

## 手続き⑧ ひとり親家庭等医療費助成（対象児童が亡くなられた場合）

手続き詳細	期 限
受給資格が消滅または額が改定しますので、届け出をご提出ください。	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
	子育て政策課 1階9番窓口 ☎ 0770-22-8125

## 手続き⑨ 遺児年金（対象児童が亡くなられた場合）

手続き詳細	期 限
受給資格が消滅または額が改定しますので、届け出をご提出ください。	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
	子育て政策課 1階9番窓口 ☎ 0770-22-8125

MEMO

## 7. こどもに関する手続き

### 保育所等に入所している児童の世帯員であった

#### 手続き 保育所等申請内容の変更

手続き詳細	期 限
保育園、認定こども園または幼稚園に入園している児童の保護者の方が亡くなられた場合、保育料（保護者負担金）の算定に影響がある可能性があるため、変更届を提出してください。同居の祖父母が亡くなられた場合に、手続きが必要なご家庭もあります。詳しくはお問合せください。	速やかに
	手続き可能な人
	児童の保護者または児童を監護する者
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類	〈保育園・認定こども園〉 保育課 1階8番窓口 ☎ 0770-22-8126  〈幼稚園〉 学校教育課 3階窓口 ☎ 0770-22-8149

### 児童クラブに入会している児童の保護者または同居家族であった

#### 手続き 放課後児童クラブ 保護者等の変更

手続き詳細	期 限
放課後児童クラブに在籍している児童の保護者または同居家族が亡くなられた場合、変更届が必要となります。変更届は保育課または放課後児童クラブにてお渡します。	速やかに
	手続き可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
	〈児童クラブ〉 保育課 1階8番窓口 ☎ 0770-22-8127

## 敦賀市奨学育英資金貸付制度を利用していた

### 手続き 奨学育英資金貸付制度

手続き詳細	期 限
<p>①敦賀市奨学育英資金貸付中または返還中の奨学生の連帯保証人が亡くなられた場合、新たに連帯保証人の届出が必要となります。</p> <p>②敦賀市奨学育英資金返還中の奨学生ご本人が亡くなられた場合、申請をいただくことで償還金の返還が免除されます。</p>	
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 〈①②共通〉 来庁者の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 〈①〉 新連帯保証人の印鑑登録証明書及び収入を証明するもの</p>	<p>手続き可能な人</p> <p>① 奨学生本人、新連帯保証人</p> <p>② 連帯保証人または当該奨学生の父母、同一世帯員</p> <p>学校教育課 3階窓口 ☎ 0770-22-8149</p>

MEMO

## 8. 税金に関する手続き

### 市民税・固定資産税が課税されていた

#### 手続き① 相続人代表者指定（変更）届

手続き詳細	期 限
納税義務者が亡くなられた場合、市県民税・固定資産税の納税義務は相続人が承継します。相続人が2人以上いるときには、徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書類を受領するための代表者を決め、届出してください（相続を放棄した場合には、相続を放棄した旨を届出してください）。	速やかに ※届がなかった場合、市が代表者を指定する場合があります。
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類（戸籍謄本、遺産分割協議書等）  <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類、代表者の本人確認書類</p> <p>※届出書には相続人全員の署名が必要です。</p>	<p><b>税務課</b>  <b>市県民税・軽自動車税</b>  <b>2階3番窓口</b>  <b>☎ 0770-22-8106</b></p> <p><b>固定資産税</b>  <b>2階2番窓口</b>  <b>☎ 0770-22-8108・8109</b></p>

#### 手続き② 税に未納がある場合

手続き詳細	期 限
亡くなられた納税義務者に税の未納がある場合、相続人が納付する必要があります。納付方法等については相談してください。  ※納付が遅くなると、延滞金が発生しますので、未納を確認したら、早期にご相談ください。  ※後期高齢者医療保険料についても合わせて相談できます。	
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 相続人であることが確認できるもの            ※すでに市役所に代表相続人として申請している方は不要です。  <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類</p>	<p><b>債権管理課</b>  <b>2階5・6番窓口</b>  <b>☎ 0770-22-8187</b></p>

### 手続き③ 口座振替先の変更

手続き詳細	期 限
<p>振替口座の名義人が亡くなった場合、口座振替は行われません。引き続き、口座振替をご希望の場合は、新たに手続きが必要です。</p> <p>※納付書で納付される場合は、手続きは不要です。納付書がない場合は、問い合わせ先に発行を依頼してください。</p> <p>【利用できる金融機関】福井銀行、北陸銀行、福邦銀行、敦賀信用金庫、福井県農業協同組合、北陸労働金庫、ゆうちょ銀行、東日本信用漁業協同組合連合会</p> <p>※東日本信用漁業協同組合連合会については、金融機関の窓口で手続きをしてください。</p> <p>※市役所、金融機関、インターネットのいずれかで手続きできます。</p>	<p>納期月の前月まで</p>
<p><b>必要なもの</b></p> <p><b>遺族のもの</b></p> <p>【市役所で手続きする場合】</p> <p><input type="checkbox"/> キャッシュカード（口座登録するもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 身分証明書</p> <p>※ 磁気タイプのキャッシュカードのみの取扱いとなります。クレジットカードや一部のカード、また破損等の状態によっては、ご利用できません。</p> <p>※ このサービスでお申込みいただける口座は、納付義務者（代表相続人）または、来庁した代理人の普通預金口座に限ります。</p> <p>【金融機関で手続きする場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 通帳（口座登録するもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 金融機関届出印</p> <p><input type="checkbox"/> 身分証明書</p> <p>※ その他、金融機関によって持参が必要なものが異なる場合がありますので、詳しくは各金融機関にお問合せください。</p>	<p><b>手続き可能な人</b></p> <p>【市役所で手続きする場合】 代表相続人、代表相続人から委任を受けた代理人</p> <p>【金融機関で手続きする場合】登録口座名義人</p> <p><b>問い合わせ先</b></p> <p>債権管理課 2階5・6番窓口 ☎ 0770-22-8187</p>

MEMO

## 8. 税金に関する手続き

### 125cc 以下の原付バイク・ミニカー等を持っていた

#### 手続き 軽自動車（125cc 以下の原付バイク・ミニカー等）の名義変更・廃車届

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方の名義になっている軽自動車については、課税上納税義務者の変更が必要なため、下記のとおり手続きをお願いします。</p> <p>○原動機付自転車（125cc 以下のもの）・小型特殊自動車《敦賀市ナンバーのもの》 ⇒敦賀市役所税務課</p> <p>○軽自動車（三・四輪）《福井ナンバーのもの》 ⇒各都道府県最寄りの軽自動車検査協会</p> <p>○二輪の軽自動車（125cc 超 250cc 以下）・二輪の小型自動車（250cc 超）《福井ナンバーのもの》 ⇒各都道府県最寄りの運輸支局</p>	<p>なし（3月末までに廃車手続きをしない場合、翌年度以降も軽自動車税がかかります。）</p> <p>手続き可能な人 どなたでも</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 標識（ナンバープレート） <input type="checkbox"/> 標識交付証明書</p> <p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類</p>	<p>税務課 2階4番窓口 ☎ 0770-22-8106</p>

MEMO

## 相続放棄をしたとき

### 手続き 相続放棄をしたとき

手続き詳細	期 限
相続人が被相続人の権利や義務を一切引き継がない相続放棄の手続きを家庭裁判所でされた場合、被相続人の市県民税、軽自動車税及び固定資産税の未納分について、納めていただく必要がなくなります。	相続の放棄は亡くなったことを知ってから3ヶ月以内に家庭裁判所に申し立てする必要があります。相続放棄の手続き後、必要書類を提出していただきます。
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類</li> <li><input type="checkbox"/> 相続放棄された全員の「相続放棄申述受理通知書」または「相続放棄申述受理証明書」(写し可)</li> </ul>	<b>税務課</b> 市県民税・軽自動車税 2階3番窓口 ☎ 0770-22-8106  <b>固定資産税</b> 2階2番窓口 ☎ 0770-22-8108・8109  <b>債権管理課</b> 2階5・6番窓口 ☎ 0770-22-8187

MEMO

## 9. 上下水道に関する手続き

### 上下水道を使用していた

#### 手続き① 上下水道使用休止

手続き詳細	期 限
上下水道使用者が亡くなられて、上下水道をお使いにならない場合、休止のご連絡が必要となります。 休止のご連絡がない場合は、上下水道をお使いになつていなくても基本料金がかかります。	上下水道を使用しなくなつてから速やかに ※最終請求の送付先をご連絡ください。
必要なもの	問い合わせ先
	上下水道お客様センター 1階17番窓口 ☎ 0770-22-8143

#### 手続き② 上下水道使用者変更

手続き詳細	期 限
上下水道使用者が亡くなられて、引き続き上下水道を使用する場合、使用者の名義変更や請求先のご連絡が必要となります。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> なし ※ ただし、同時に口座振替の手続きを行う場合は、46 ページの「口座振替先の変更」をご参照ください。	上下水道お客様センター 1階17番窓口 ☎ 0770-22-8143

## 10. 生活衛生に関する手続き

### 交通災害共済に加入していた

#### 手続き 交通災害共済金請求（加入者の方が交通事故により亡くなられた場合）

手続き詳細	期 限
敦賀市で交通災害共済に加入している方が交通事故により亡くなられた場合、災害見舞金が支給されます。	
手続き可能な人	
ご遺族	

必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b>	
<input type="checkbox"/> 加入者証	
<input type="checkbox"/> 交通事故証明書	
<input type="checkbox"/> 診断書（原本証明）	
<input type="checkbox"/> 事故現場見取図等	
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本等	
(加入者の状況により、必要なものが変わります。手続き前にお問い合わせください。)	生活安全課 1階16番窓口 ☎ 0770-22-8115

### 交通事故にあわれた

#### 手続き 交通災害家庭見舞金申請（交通事故で亡くなられた場合）

手続き詳細	期 限
交通事故により亡くなられた場合、見舞金が支給されます。	
手続き可能な人	
ご遺族	

必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b>	
<input type="checkbox"/> 交通事故証明書（交通事故証明書が得られない場合は、これに代わるもの）	
<input type="checkbox"/> 死亡診断書または死体検案書	
<b>遺族のもの</b>	
<input type="checkbox"/> 見舞金請求者の戸籍謄本	地域福祉課 1階12番窓口 ☎ 0770-22-8118

## 10. 生活衛生に関する手続き

### 防災情報受信機（防災ラジオ）を利用していた

#### 手続き 防災情報受信機（防災ラジオ）の返却

手続き詳細	期 限
防災ラジオを利用申請している方が亡くなられ、防災ラジオが不要となつた場合は、返却届とともに防災ラジオ一式を返却いただく必要があります。 ただし、引き続き同一世帯の方が利用される場合は、名義変更等の変更届が必要となります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人 「返却」と「変更」とともに代理手続き可
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> <b>返却の場合は返却する防災ラジオ一式（ラジオ本体、ACアダプター、白色のケーブル2本、分配器）</b>	問い合わせ先 危機管理対策課 防災センター3階 ☎ 0770-22-8166

### 犬を飼っていた

#### 手続き 飼い犬の登録事項変更届

手続き詳細	期 限
犬の飼い主が亡くなられた場合、犬の登録事項変更届を提出してください。 (マイクロチップの装着のある犬については、環境省HP「犬と猫のマイクロチップ情報登録」より所有者の変更登録ができます。)	速やかに
必要なもの	手続き可能な人 新しい飼い主、またはそのご家族（委任状は不要です）

## 家庭で温泉給湯を利用していた

### 手続き 温泉給湯利用廃止（変更）届

手続き詳細	期 限
家庭で温泉給湯を利用申請している方が亡くなられたとき、利用を廃止する場合は廃止届、利用者を変更する場合は利用者の変更届が必要となります。	速やかに（給湯使用料金に関係しますので速やかに手続きをお願いします）
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類等	観光誘客課 3階 0770-22-8128

#### MEMO

## 11. 農地等に関する手続き

### 農地・森林を保有していた

#### 手続き 農地・森林の所有者の変更

手続き詳細	期 限
<p>農地・森林を所有する方が亡くなられて、相続により所有者を変更する場合は、手続きが必要となります。</p> <p>農地・森林の登録名義を変える方法は、原則他の土地や建物と変わりませんので、所定の書類とともに法務局で登記します。</p> <p>名義を変更したら、「相続して所有者が変わった旨」の届出が必要です。また、相続した農地・森林を売却したり、活用したりする場合も手続きが必要な場合があります。</p> <p>活用方法によって、手続き方法が異なりますので、詳しくは問い合わせ先までお問合せください。</p>	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
	<b>農林水産振興課 3階</b> <b>☎ 0770-22-8196</b>

### 市民農園を利用していた

#### 手続き 市民農園申込書の再提出（解除）

手続き詳細	期 限
<p>市民農園を利用している方が亡くなられた場合、市民農園利用を継続するか、解約するか意向が決まり次第、開設者までご連絡ください。</p> <p>各市民農園の開設者については、インターネットで「敦賀市 市民農園」と検索いただけます。問い合わせ先までお問合せください。</p>	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
	<b>農林水産振興課 3階</b> <b>☎ 0770-22-8196</b>

## 12. 住宅に関する手続き

### 市営住宅に住んでいた

#### 手続き 市営住宅・特定公共賃貸住宅の返還、住宅使用料の手続き

手続き詳細	期 限
住宅返還の手続き、または世帯員の変更等の手続きが必要になります。また未払いの住宅使用料等の確認をいたします。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 印鑑（スタンプ印不可）	<b>相続人等</b> 問い合わせ先 住宅政策課 3階 ☎ 0770-22-8140

### 空き家となった

#### 手続き 空き家等の利活用

手続き詳細	期 限
所有者等は、当該空き家、空き地が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように自らの責任において適切に管理しなければなりません。 「実家に誰も住まなくなった」「所有している更地の使い道がない」場合に、「敦賀市空き家・空き地情報バンク」に登録し活用することができます。詳しくは問い合わせ先までお問合せください。	
必要なもの	手続き可能な人
	<b>空き家・空き地の所有者等</b> 問い合わせ先 住宅政策課 3階 ☎ 0770-22-8141  <b>一般社団法人 敦賀空き家利活用協会</b> ※株式会社ハウスサービスに繋がります。 ☎ 0770-47-6273  <b>合同会社FUJIONE</b> ※株式会社鈴木事務所に繋がります。 ☎ 0770-22-7177

## 敦賀市役所以外での手続き ~チェックリスト②~

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主要な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

亡くなられた方についての ご確認	主な手続き	該当	受付窓口
診療所等開設	医薬衛生に関する届	<input type="checkbox"/>	二州健康福祉センター (二州保健所) ☎ 0770-22-3747
薬局開設者、医薬品販売業者		<input type="checkbox"/>	
毒物劇物販売業者		<input type="checkbox"/>	
医療従事者免許	登録抹消	<input type="checkbox"/>	
原子爆弾被爆者	手帳の返還等	<input type="checkbox"/>	
難病等医療費助成	受給者証の返還等	<input type="checkbox"/>	
飲食店営業許可	食品衛生に関する届	<input type="checkbox"/>	
理容所・美容所等開設	生活衛生に関する届	<input type="checkbox"/>	
パスポート	返納	<input type="checkbox"/>	福井県敦賀合同庁舎 ☎ 0770-22-0162
クレジットカード	解約	<input type="checkbox"/>	各契約会社
預貯金口座	口座凍結	<input type="checkbox"/>	各金融機関
生命保険料等	死亡保険金の請求 入院請求金の請求	<input type="checkbox"/>	各生命保険会社
損害保険等	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	各損害保険会社
株式等	名義変更	<input type="checkbox"/>	各証券会社
固定電話・携帯電話	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	各契約会社
インターネット	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	各契約会社
サブスクリプション (インターネット上の課金システム)	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	各契約会社
電気	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	各契約会社
ガス	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	各契約会社
NHK 受信料	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	☎ 0120-15-1515
ケーブルテレビ	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	各契約会社
遺言書	保管の有無等 自筆証書…法務局 公正証書…公証役場	<input type="checkbox"/>	福井地方法務局敦賀支局 ☎ 0770-25-0174 敦賀公証役場 ☎ 0770-23-3598

亡くなられた方についての ご確認	主な手続き	該当	受付窓口
遺言書（自筆・秘密証書遺言） ※法務局で保管されている自 筆証書遺言は除く。	遺言書の検認の申立て	<input type="checkbox"/>	福井家庭裁判所敦賀支部 ☎ 0770-22-0812 ※亡くなられた方の最後の 住所地を管轄する家庭 裁判所で手続きを行うこ とになります。
相続放棄	相続放棄の申述	<input type="checkbox"/>	
後見人等登記	終了	<input type="checkbox"/>	東京法務局民事行政部後 見登録課 ☎ 03-5213-1360
不動産登記	土地・家屋等の移転手続き	<input type="checkbox"/>	福井地方法務局敦賀支局 ☎ 0770-25-0174
法人登記	役員変更	<input type="checkbox"/>	福井地方法務局登記部門 ☎ 0776-22-4985 ※登記手続案内は予約制 です。 ☎ 0776-22-4988
法定相続情報証明	法定相続人を証明（無料）	<input type="checkbox"/>	福井地方法務局敦賀支局 ☎ 0770-25-0174
恩給	死亡のお届け	<input type="checkbox"/>	総務省政策統括官 (恩給担当) 恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
運転免許証	返納	<input type="checkbox"/>	敦賀警察署 ☎ 0770-25-0110
在留カード	返納	<input type="checkbox"/>	名古屋出入国在留管理局 福井出張所 ☎ 0776-28-2101

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しくださいと手続きが進めやすくなります。

.....MEMO.....

## 相続等に関するご相談

専門家等による無料相談窓口のご案内は以下のとおりです。

### 弁護士無料相談（電話予約要）

【開催日】第2～第5火曜日（祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）  
13：30～15：00

「広報つるが」もしくは下記お問合せ窓口までご確認ください。

【相談時間等】20分間（同一案件の相談は原則1回のみです）

【場所】プラザ萬象

【お問合せ窓口】福井弁護士会 ☎ 0776-23-5255

### 法律相談

【開催日等】第1・第3水曜日（祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）  
10：00～13：30

「広報つるが」、もしくは下記お問合せ窓口までご確認ください。

【場所】あいあいプラザ

【お問合せ窓口】敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」 ☎ 0770-22-3133

### 契約に関する相談

【開催日】月～金曜日 8：30～17：15（祝日、12月29日～1月3日を除きます）

【場所】敦賀市役所

【お問合せ窓口】生活安全課（敦賀市消費生活センター）1階15番窓口  
☎ 0770-22-8115

### 市民相談

【開催日】月～金曜日 8：30～17：15（祝日、12月29日～1月3日を除きます）

【場所】敦賀市役所

【お問合せ窓口】生活安全課 1階16番窓口 ☎ 0770-22-8115

## 「自筆証書遺言書管理制度」をご利用ください。

法務局で自筆証書遺言書をお預かりします。

- ・法務局で長期間、確実に保管・管理します。
- ・遺言者の希望により、相続人等に遺言書が保管されている旨を通知します。
- ・家庭裁判所の検認手続は不要です。

\*遺言者本人が来庁して申請する必要があります（予約制）。

\*詳しい手続きは、法務省ホームページをご覧いただか、法務局へお問合せください。

【法務省ホームページ】

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)



## 「法定相続情報証明制度」をご利用ください。

平成29年5月29日から、全国の法務局において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」が始まりました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）。

平成30年4月1日から、相続税の申告でもご利用いただけるようになりました。

※相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

※申出の手続きは、相続人のほか、①法定代理人、②民法上の親族、③資格者代理人（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士）が代理することもできます。

【手続きの流れ】

ステップ1：必要書類の収集

〈必ず用意する書類〉

- ・被相続人（亡くなられた方）の戸除籍謄本（出生から死亡まで）
- ・被相続人（亡くなられた方）の住民票の除票
- ・相続人の戸籍謄抄本
- ・申出人（相続人の代表となって、手続きを進める方）の氏名・住所を確認することができる公的書類…運転免許証のコピー、マイナンバーカードの表面のコピー、住民票記載事項証明書等

〈必要となる場合がある書類〉

法務局へお問合せください。

ステップ2：法定相続情報一覧図の作成

ステップ3：申出書の記入・登記所へ申出

【問合せ先】

福井地方法務局敦賀支局 ☎ 0770-25-0174

（平日：午前8時30分から午後5時15分まで）

## 相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

項目	期日	備考
<input type="checkbox"/> 相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/> 遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/> 遺言書の検認	速やかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

項目	期日	備考
<input type="checkbox"/> 所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に税務署へ申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/> 相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。詳しくは税務署へお問い合わせください。 基礎控除額＝ 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

## MEMO

# 家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

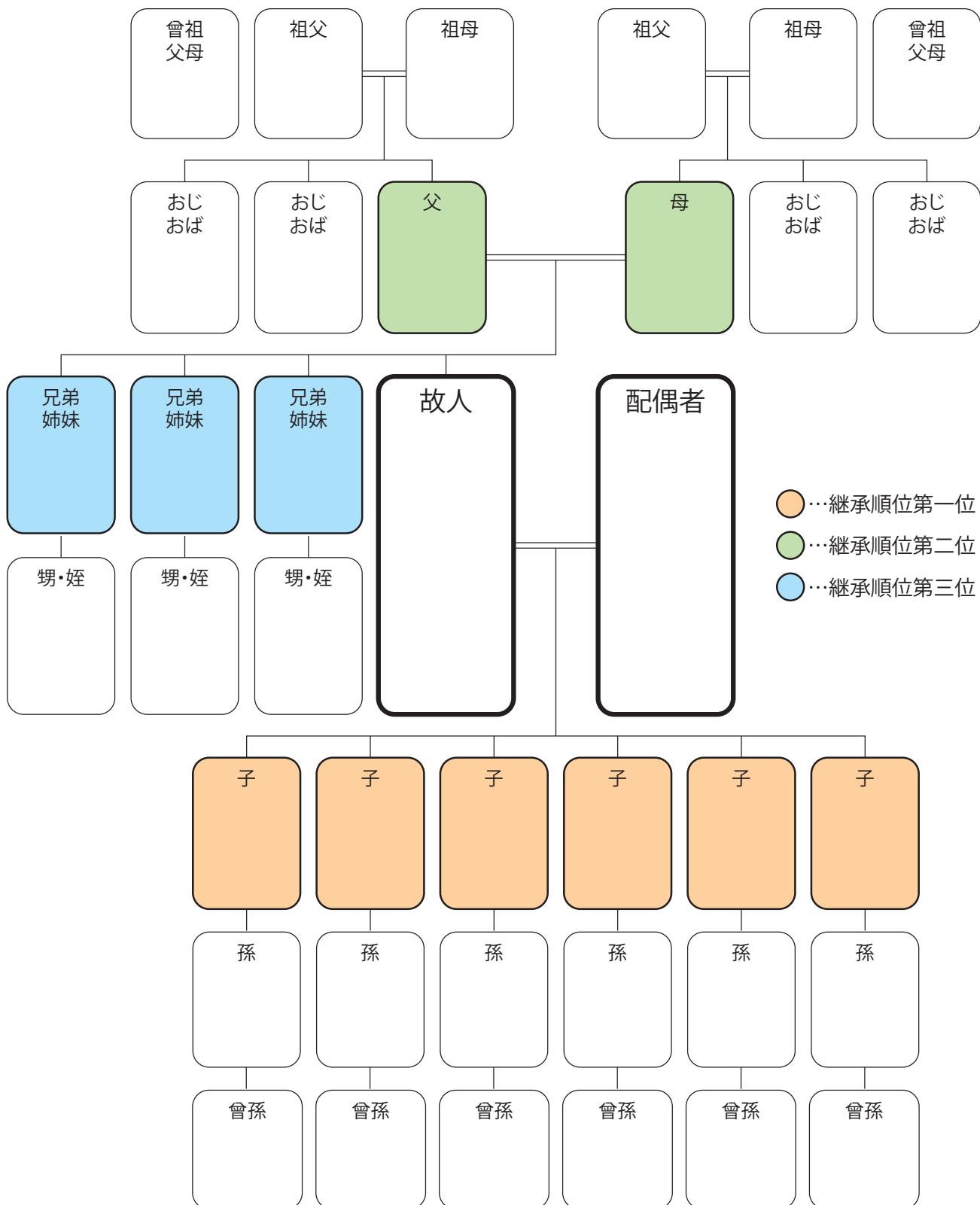
各種手続き

市役所外の主要な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP ([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。

## 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

令和6年  
4月1日から

# 不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**  
しなければなりません。正当な理由がなく**義務に**  
**反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

## 相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、  
次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。



- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。  
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願ひいたします。  
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

## MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

## 委任状

(宛先) 敦賀市長

※必ず委任する方が全部書いてください。

代理人	住 所			
	氏 名			
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和・西暦	年	月

上記の者を代理人とし、\_\_\_\_\_の死亡に伴う下記の権限を委任します。

1. \_\_\_\_\_証明の取得に関する一切の権限

2. \_\_\_\_\_手続きに関する一切の権限

3. その他（\_\_\_\_\_）に関する権限

(記入日) 令和 年 月 日

委任者	住 所				
	氏 名				
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和・西暦	年	月	日
	電話番号	( )			

※委任状の内容について委任者へ電話で確認する場合がありますので、日中に連絡

できる電話番号をお書きください。

## MEMO

発 行 敦賀市役所

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2025 年 12 月

